

国民健康保険および後期高齢者医療に関する事務に係る  
「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の変更案の概要について

### 1. 意見募集の趣旨

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。また、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報ファイルに対して番号利用法第 28 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

平成 27 年 3 月、「誰でも、いつでも、どこでも公共サービスが受けられる社会の実現に向けて、最先端の行政サービスの提供を可能とするシステム基盤を構築すること」を目的として「システム刷新計画」が策定されました。基幹系システムをオープン化し、システム全体の最適化を実現するため、サーバーの集約化やシステム基盤の共通化がすすめられます。

国民健康保険および後期高齢者医療システムについても、これまでは、独自でシステムの構築をしていましたが、システム刷新計画の対象業務となり、再構築することとなりました。再構築にともない、国民健康保険および後期高齢者医療に関する事務で保有している特定個人情報ファイルの取扱いや保管場所などに変更を加えることになり、取扱いや保管場所の変更は、特定個人情報保護評価に関する規則に規定されている重要な変更の対象項目であり、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書の変更案に対する意見募集・第三者点検を実施するものです。

### 2. 評価書変更案の概要

項目	内容
I 基本情報	システム基盤の共通化により構築された、業務共通基盤システムに関して追記しています。
II 特定個人情報ファイルの概要	業務共通基盤システムの構築にともない、システムで記録されるファイル項目や、委託内容、特定個人情報の保管場所等について重要な変更を行っています。
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	業務共通基盤システム構築にともない、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行う物理的・技術的対策の内容等について重要な変更を行っています。
IV～VI	IV～VIについては変更を行っていません。

### 3. 今後のスケジュール

項目	時期
令和 3 年 6 月 1 日～6 月 30 日	住民意見聴取の実施
令和 3 年 7 月 14 日	第三者点検
令和 3 年 8 月（予定）	個人情報保護委員会への提出・公表